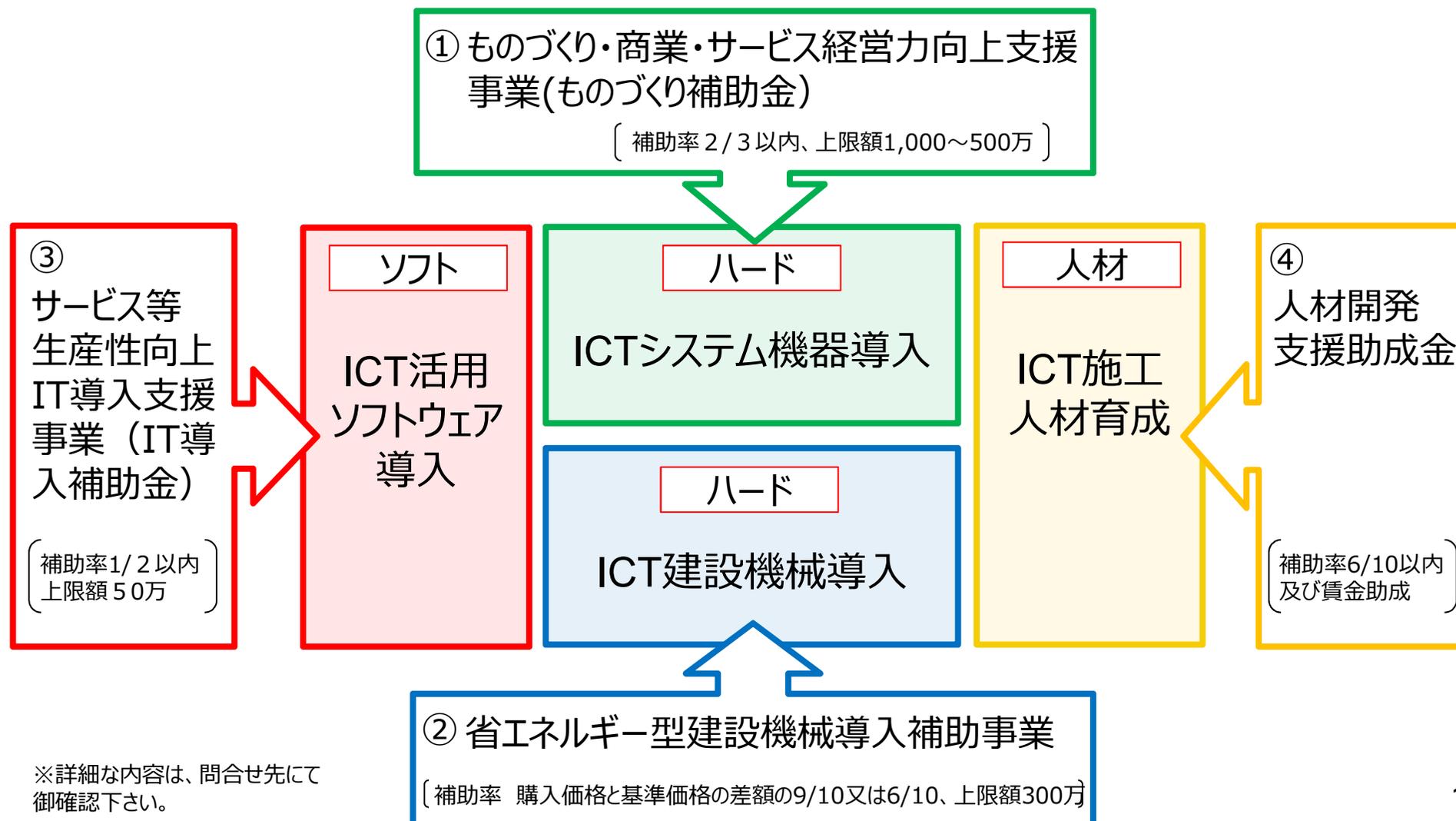


# i-Construction( ICT施工 )の導入に関する補助金

- ICT施工の中小企業への普及加速のための補助金の活用を支援
- 併せて、自治体発注工事にICT専門家を派遣し、中小企業のICT施工導入を支援



※詳細な内容は、問合せ先にて御確認下さい。

# ①「補助金」ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

平成29年度補正予算案額 **1000.0億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることが必要です。
- 中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 2020年度までの集中投資期間中、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせて、本予算等による重点支援を行います（固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者について、その点も加味した優先採択を行います）。

### 成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。



## 事業イメージ

### 1. 企業間データ活用型（補助上限額：1,000万円/者※、補助率2/3）

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

（例）データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など

※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

【3社連携の場合】A社	1000万円	+	200万円×3 = 600万円	（連携体内で配分可能）
B社	1000万円			
C社	1000万円			

### 2. 一般型（補助上限額：1,000万円、補助率1/2）※

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

※ 平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく先端設備等導入計画（仮称）の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

### 3. 小規模型（補助上限額：500万円、補助率：小規模事業者2/3、その他1/2）

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

● 専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ（1～3共通）

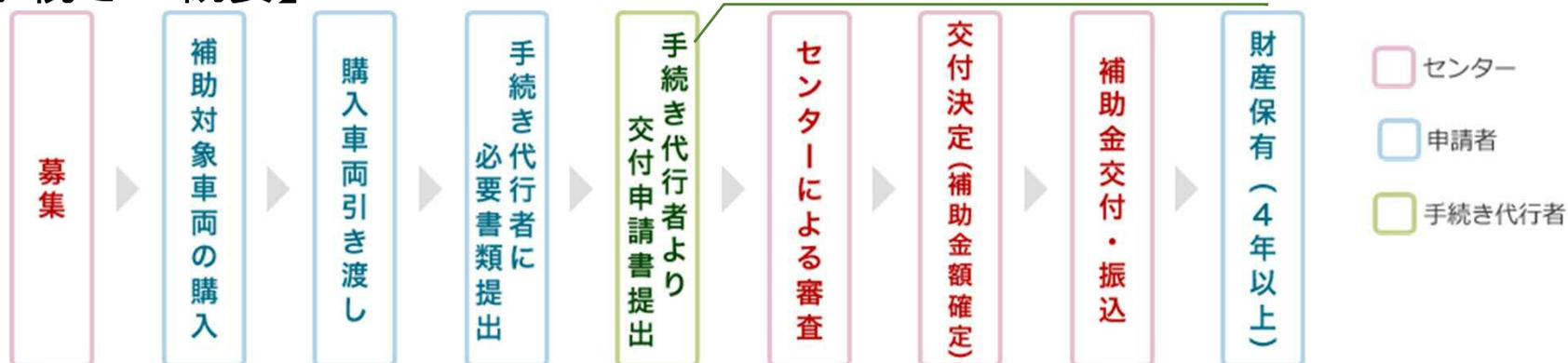
## ②建設機械関係の「補助金」 省エネルギー型建設機械補助金

- ICTを搭載した「建設機械」の購入に際して上限300万円の補助金可以利用できる。
- 手続きは通常は販売業者が代行する。

省エネルギー型建設機械導入補助金	
期 間	～H30.3.14 (H30年度も予算措置あり)
利用できる方	民間企業等（民間企業、その他の法人（独立行政法人を除く）及び個人事業主）
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省策定の燃費基準値を超える（3つ星以上）燃費性能を有する排出ガス四次規制（2011年、2014年）に適合した油圧ショベル、ブルドーザ又はホイールローダ</li> <li>・ 『ハイブリッド機構』、『情報化施工』又は『電気駆動』等の先端的な省エネルギー技術が搭載されていること</li> <li>・ 執行管理団体に設置する有識者委員会で審査決定された型式</li> </ul>
補助率	補助率：補助対象車両の購入価格と基準価格の差額の9/10又は6/10 補助上限額：300万円
その他	H29年度予算：14.1億円、H30年度予算：12.7億円 ※H28年度実績は768件で、毎年概ね年度末頃に予算枠に達する。
制度紹介HP	<a href="http://www.eco-kenki.jp/">http://www.eco-kenki.jp/</a>

### 【手続きの概要】

販売業者が通常は代行してくれるので相談可能



### ③「補助金」 サービス等生産性向上IT導入支援事業

平成29年度補正予算案額 **500.0億円**

#### 事業の内容

##### 事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性の向上を図ることが必要です。特に、我が国GDP及び地域経済の就業者の約7割を占めるサービス産業(卸小売、飲食、宿泊、運輸、医療、介護、保育等)等の生産性の底上げが非常に重要です。
- 生産性向上にはIT投資が有効ですが、①資金面、②ITリテラシー不足等により、浸透が遅れていると指摘されています。
- しかし、近年の技術進歩により、業種別の特性に応じた操作性・視認性・価格に優れたITツール(財務会計等の業務を抜本的に効率化するツールや、飲食業や小売業が直面する税率を含む会計処理の対応や商品管理などを効率的に行えるツール等)が登場し、様々な業種・業態における利用ポテンシャルが高まっています。
- こうしたITの導入支援にあたり、単なる導入支援のみではなく、IT事業者と中小企業・小規模事業者間の情報の非対称性を是正するため、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、効果の高いツールの見える化、ノウハウの集約と横展開を行うプラットフォームの構築を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。

##### 成果目標

- 本事業により、補助事業者の生産性を向上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

##### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



#### 事業イメージ

- 中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITの導入支援を行います(補助額：15万円～50万円、補助率：1/2)。
- 想定する主なITのイメージは、以下のとおりです。
  - ① 簡易税務・会計処理
  - ② POSマーケティング
  - ③ 簡易決済
  - ④ 在庫・仕入れ管理
  - ⑤ 顧客情報管理・分析 等
 (参考) ITの利用イメージ
 
- 導入支援にあたっては、
  - 1) IT導入を経営改革に着実に繋げる観点から、申請時に生産性向上計画の作成・提出を求め、各社の成長戦略(事業課題、将来計画等)とIT等の導入設備の必要性について明確化します。
  - 2) データ連携が可能なITツールの効果を最大限引き出すためのサポートや、事業終了後もフォローを行う体制を整備します。
  - 3) ITツールを導入した成果(労働生産性の向上率等)について、国への報告を義務付けます。あわせて、こうした成果に基づき、ITツール及び当該ツールを提供したIT事業者の評価を行い、原則としてHP等で公開することとします。成果の評価に際しては、ローカルベンチマークの指標も活用し、また、業種毎の特性も加味することとします。
  - 4) その他、おもてなし規格認証や、第三者による生産性向上計画の作成支援、セキュリティ対策への配慮等を盛り込むなど、サービス産業等の生産性向上施策等との連携を図ります。
  - 5) 併せて、本事業を通じて得られた生産性向上の好事例やノウハウを集約して横展開を進めていくためのプラットフォームを構築し、全国の中小企業・小規模事業者に対して、広報・普及等を行います。

## □ 人材開発支援助成金

雇用保険の被保険者に職務に関連した専門的な知識及び技能の習得を目的とした訓練を実施した場合、その経費や賃金に対して助成

支給対象となる訓練等	対象
<b>① 特定訓練コース</b>  ・ 職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練（高度職業訓練）、事業分野別指針に定められた事項に関する訓練※、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等  ・ 採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練  ・ 熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練  ・ 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練  ・ 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練  ・ 直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等（45歳以上）を対象としたOJT付き訓練	・ 中小企業 ・ 中小企業以外 ・ 事業主団体等

支給対象となる訓練		賃金助成※ <sup>1</sup> (1人1時間当たり)		経費助成		実施助成 (1人1時間当たり)	
		生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合		
①特定訓練コース ※ <sup>2</sup> ※ <sup>3</sup>	Off-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
	OJT	-	-	-	-	665円 (380円)	840円 (480円)

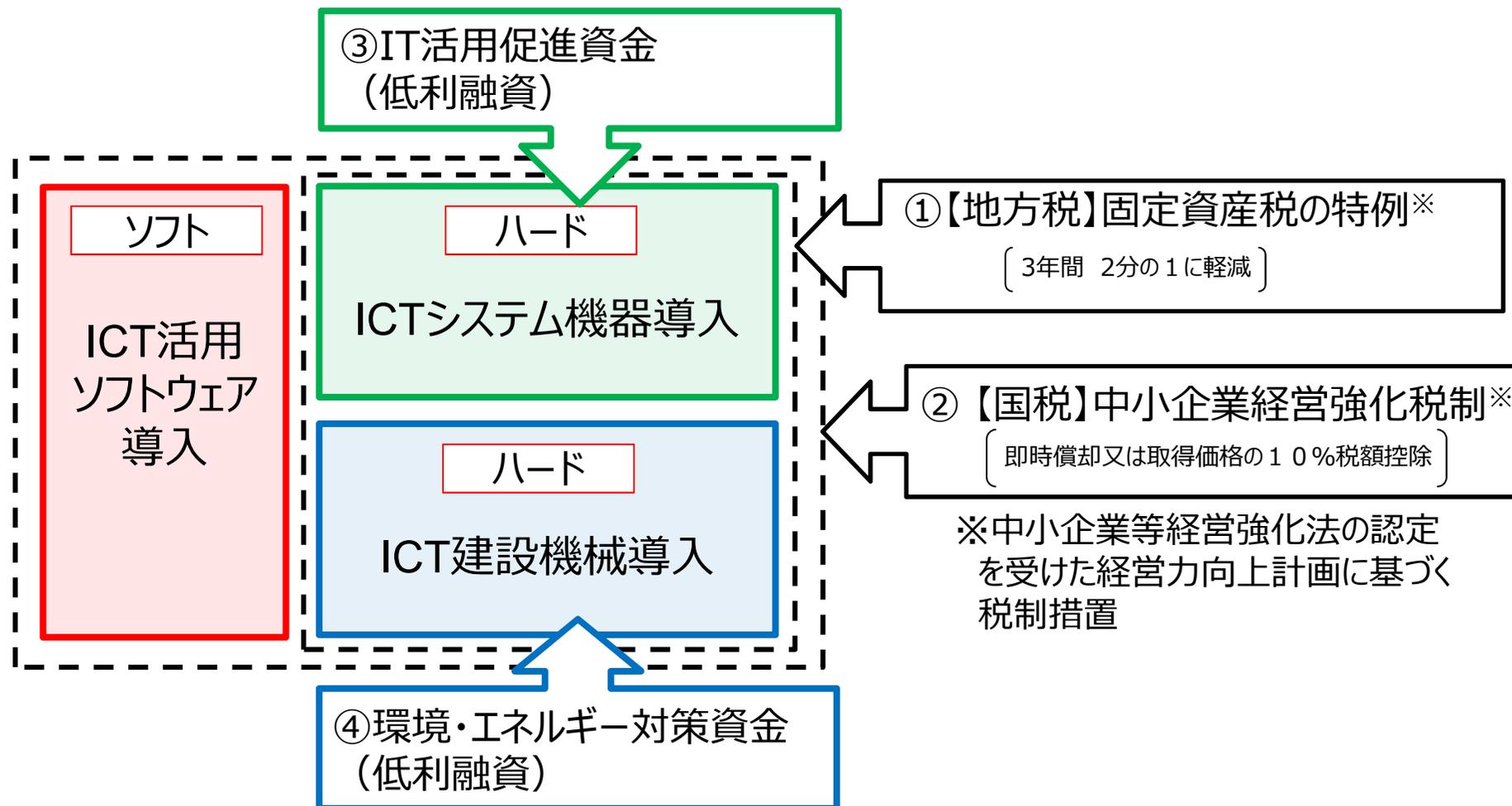
※研修事例(ICT土工)

- 1 安全衛生(4時間)
    - ①研修ガイダンス
    - ②災害事例
    - ③まとめレポート作成
  - 2 ICT概論(3時間)
    - ①ICT土工概要
    - ②ICT施工管理法
  - 3 起工測量(16時間)
    - ①UAVの概要
    - ②UAV等による起工測量実習
    - ③写真点群データ作成実習
  - 4 ICT施工(16時間)
    - ①ICT施工実習
    - ②3次元出来形管理実習
  - 5 関係法令(2時間)
    - ①公共測量におけるUAV安全基準
- ・ 6日間
  - ・ 受講費用: 約35万円

**【助成額計算例】**  
 41h × 960円 = 39,360円  
 350,000 × 0.6 = 210,000円  
 計 249,360円

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

○ICT施工の中小企業への普及加速のための税制優遇・低利融資の活用を支援



※詳細な内容は、問合せ先にて御確認下さい。

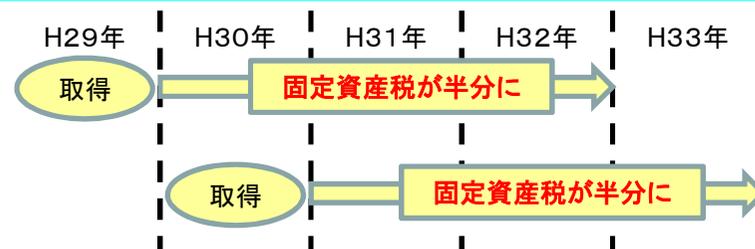
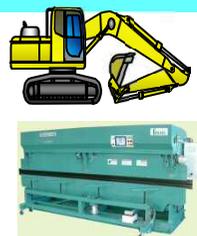
# ① 中小企業等経営強化法による支援概要

平成28年7月施行の「中小企業等経営強化法」により、中小企業等が取り組む「経営力向上計画」が認定されると、以下の支援を受けることができます。(※計画の認定は、各種支援が受けられることを保証するものではありません)

- 生産性を高めるための機械及び装置を取得(平成31年3月31日まで)した場合、固定資産税(地方税)が3年間半分に減免されます

例: バックホウや金属板の動力折曲機を購入

経営力向上計画の策定・認定  
(バックホウや動力折曲機を導入することで生産性が向上し、もって経営力向上)



- 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等を受けることができます

例: 新たな商品・サービス開発の資金調達に融資を利用

経営力向上計画の策定・認定  
(商品やサービスを開発し、新たな販路拡大による収益向上によって経営力向上)

**商工中金による低利融資を受けやすくなります。**

※ この他にも保証枠拡大等の金融支援が有り

- 補助金等の採択(審査)時に加点要素となります **※H29補正も措置されているが、以下の通りかどうか不明**

例: 3次元設計データの作成及び重機との連動を可能とするソフトウェアを補助金で導入

経営力向上計画の策定・認定  
(ICT対応のソフトウェアを導入し、I-Constructionの推進による生産性の向上をもって経営力向上)

経済産業省所管の補助金制度(今年度終了・次年度未定)  
**「サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金」**  
における**審査時の加点要素**になります。

サービス・ソフトウェア  
導入費に対し、  
**1/2以内で  
上限50万円**

例: ウェアラブル端末を利用し、遠隔地の熟練工のスキルを若手社員に技術継承

経営力向上計画の策定・認定  
(ウェアラブル端末を活用し、技能者育成による社員一人あたりの生産性向上をもって経営力向上)

経済産業省所管の補助金制度(今年度終了・次年度未定)  
**「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」**  
における**審査時の加点要素**になります。

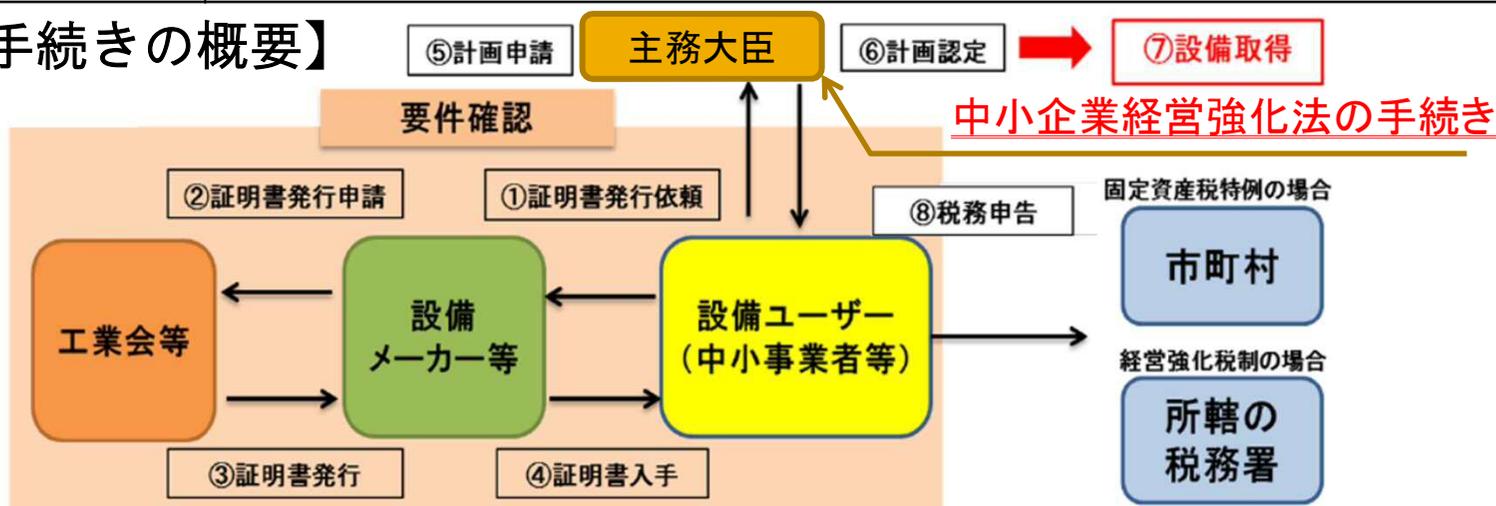
機械装置導入費等に  
対し、  
**2/3以内で上限  
1,000万円  
又は500万円**

## ② 中小企業等経営強化法による支援法人税減免

□ 「経営力向上計画」の認定により、固定資産税減免の他、法人税減免を受けられる。

中小企業経営強化税制／	
期 間	～H31.3末
利用できる方	中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主
対象設備	機械装置(160万円以上)→ <b>建設機械等</b> 、ソフトウェア(70万円以上)、 器具備品・工具(30万円以上)→ <b>測量機器等</b> 、建物付属設備(30万円以上) 最新設備を導入する場合（A類型） 利益改善のための設備を導入する場合（B類型）
優遇内容	個人事業主、資本金3千万円以下 <b>即時償却</b> 又は <b>税額控除10%</b> 資本金3千万円超1億円以下 <b>即時償却</b>
対象設備要件	<対象設備の要件> A類型 最新モデルであること、 <b>生産性が年平均1%以上向上</b> していること B類型 投資利益率が5%であること <b>設備のメーカーの所属する団体が証明書を発行</b>
制度紹介HP	<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html</a>

### 【手続きの概要】



## 建設機械関係の補助金、低利融資、税制優遇【低利融資】

	④ (株) 日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金	③ (株) 日本政策金融公庫 IT活用促進基金
期 間	～H31. 3.31	～H31. 3.31
利用できる方	中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主	中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主（賃貸業は対象外）
貸付限度	中小企業事業：7億2千万円（直接貸付）、国民生活事業：7千2百万円	
貸付期間	20年以内	
貸付対象と貸付利率	各環境対策型建設機械の購入 ・ 排出ガス対策型建設機械：基準金利 ・ オフロード法基準適合車： 特別利率 ②／B（2014年規制 19kW-130kW） 特別利率 ①／A（2014年規制 130kW-560kW） 基準金利（2011年規制 19kW-130kW） ・ 低炭素型及び燃費基準達成建設機械： 特別利率 ①／A 貸付金額が4億円を超える場合は、基準金利となります。 ※ 新車で販売中のICT建機はオフロード法基準適合車です。低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械の認定の有無はメカ等にご確認ください。	情報化施工機器の購入・賃借 ・ 貸付対象は、MC／MG機器やTS／GNSS等の情報化施工機器と取付改造費となります（建設機械本体は含まれません） ・ 基準金利
	中小企業事業：基準金利 1.16%、特別利率① 0.76%、特別利率② 0.51%、特別利率③ 0.30% （5年超6年以内、平成30年 7月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。 国民生活事業：基準金利2.06～2.55%、特別利率A 1.66～2.15%、特別利率B 1.41～1.90%、特別利率C 1.16～1.65% （担保不用の貸付、平成30年 7月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。	
制度紹介HP	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html</a>	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html</a>

※正確なところは、制度紹介HPやHPに記載の問い合わせ窓口で、ご確認ください。

# 補助金・税制・融資等支援一覧

区分	制度	対象	実施機関	問い合わせ先 HP
補助金	① ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業	生産性向上に資する投資計画	購入費	全国中小企業団体中央会 <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/180803mono.htm">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/180803mono.htm</a> <a href="https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/29mh_2koubo20180803.html">https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/29mh_2koubo20180803.html</a>
	② 省エネルギー型建設機械導入補助事業（地球温暖化対策）	低燃費型（3つ星以上）のICT・ハイブリッド・電気駆動の建機	購入費	（一財）製造科学技術センター <a href="http://www.eco-kenki.jp/">http://www.eco-kenki.jp/</a>
	③ サービス等生産性向上IT導入支援事業	ITツールのソフト本体、クラウドサービス、導入教育費用他	購入費	サービスデザイン推進協議会 <a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h29/doc/pdf/h29_application_manual.pdf">https://www.it-hojo.jp/h29/doc/pdf/h29_application_manual.pdf</a>
人材育成	人材育成開発助成金	ICT土工をはじめとする特定訓練の経費や賃金補填	研修費賃金補填	職業能力開発促進センター等 <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000201704.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000201704.pdf</a>
税制優遇	① 中小企業等経営強化法	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	固定資産税	市町村 <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180601zeiseikinyu.pdf">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180601zeiseikinyu.pdf</a>
	② 中小企業経営強化税制		法人税、所得税、法人住民税、事業税	国（法人税、所得税）、都道府県（法人住民税、事業税）、市町村（法人住民税）
低利融資	① IT活用促進基金	情報化施工機器の購入・賃借	購入・賃借	（株）日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html</a>
	② 環境・エネルギー対策資金	建設機械	購入	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a>